

令和2年第2回
城里町議会臨時会会議録 第1号

令和2年4月30日 午後2時05分開会

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉渕秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
副町長	仲田不二雄
教育長	高岡秀夫
まちづくり戦略課長	小林克成
総務課長	鯉渕和己
財務課長	舩橋行子
税務課長	鈴木貴司
健康保険課長	飯村正則
長寿応援課長	井上優
福祉こども課長	増井栄一
農業政策課長	山口成治
都市建設課長	大津好男
会計管理者（会計課長）	高瀬浩文
水道課長	阿久津恵三
教育委員会事務局長	園部繁

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和2年4月30日（木曜日）

午後2時05分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第3号 専決処分第10号（城里町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第4 承認第4号 専決処分第5号（城里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第5号 専決処分第6号（城里町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第6号 専決処分第7号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第7号 専決処分第8号（城里町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第8 承認第8号 専決処分第9号（地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）の承認を求めることについて
- 日程第9 承認第9号 専決処分第3号（令和元年度城里町一般会計補正予算第11号）の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第10号 専決処分第4号（令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第11号 専決処分第11号（令和2年度城里町一般会計補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第33号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第2号）について

1. 本日の会議に付した事件

承認第3号
承認第4号
承認第5号
承認第6号
承認第7号
承認第8号
承認第9号
承認第10号
承認第11号
議案第33号

午後2時05分開会

町民憲章唱和

○議長（小坏 孝君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

ご起立願います。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

○議長（小坏 孝君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（小坏 孝君） 令和2年第2回城里町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会は、承認9件、議案1件を審議するものでございます。議事運営につきまして、議員各位の特段のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願い申し上げます。また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスクの着用及び水分補給を許可しております。咳・くしゃみに注意してくださるようお願いいたします。

議員の出欠

○議長（小唄 孝君） 続いて、出席議員数について、ご報告いたします。
ただいまの出席議員は14名です。

開会の宣告

○議長（小唄 孝君） 定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回城里町議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（小唄 孝君） これから、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（小唄 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により

1番 桜井和子君

2番 加藤木直君

3番 猿田正純君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

○議長（小唄 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間限りといたしたいと存じます。それにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間限りとすることに決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付しました名簿のとおりでございます。

傍聴人はございません。

町長挨拶

○議長（小坏 孝君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和2年第2回議会臨時会を招集しましたところ、議員各位には、公私ご多用中の中ご出席を賜り、厚くご礼申し上げます。

さて、本臨時会は、新型コロナウイルス感染症緊急対策関係等の一般会計補正予算、専決処分の承認について、ご審議をお願いするものであります。慎重審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

承認第 3号 専決処分第10号（城里町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

承認第 4号 専決処分第5号（城里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

承認第 5号 専決処分第6号（城里町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

承認第 6号 専決処分第7号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

承認第 7号 専決処分第8号（城里町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

承認第 8号 専決処分第9号（地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）の承認を求めることについて

承認第 9号 専決処分第3号（令和元年度城里町一般会計補正予算第11号）の承認を求めることについて

承認第10号 専決処分第4号（令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて

承認第11号 専決処分第11号（令和2年度城里町一般会計補正予算第1号）の承認を求めることについて

議案第33号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（小坏 孝君） これより、日程第3、承認第3号 専決処分第10号（城里町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてから、日程第12、議案第33号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第2号）についての10議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和2年第2回城里町議会臨時会に当たり、提出議案の概要について、ご説明を申し上げます。

承認第3号 専決処分第10号（城里町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。公益法人等に派遣する職員の給料、手当等の支給について明確にするため、条例の一部を改正したものです。主な改正点は、管理職手当、勤勉手当、時間外手当及び通勤手当について追加したものです。

承認第4号 専決処分第5号（城里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。4月1日より運用を始めるに当たり、パートタイム会計年度任用職員の勤務日数が多様であることから、均衡を図るため、改正したものです。主な改正点は、職員の給与条例等に準じた計算方法にしたものです。

承認第5号 専決処分第6号（城里町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。国において、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、城里町税条例等の一部を改正したものです。主な改正点は、所有者不明の土地等に係る固定資産税の課税に対応するため、相続人等の申告の制度化及び使用者を所有者と見なす制度の拡大について改正し、その他所要の規定の整備を行ったものです。

承認第6号 専決処分第7号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。令和2年度税制改正の大綱に基づき令和2年3月31日に地方税法施行令が改正され、それに伴い、城里町国民健康保険税条例の一部を改正したものです。主な改正点は、国民健康保険税の賦課限度額の引上げ及び軽減措置について、5割・2割の軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正したものです。

承認第7号 専決処分第8号（城里町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。国において、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、令和2年3月30日に公布されたことに伴い、改正したものです。主な改正点は、介護保険料の軽減措置について、低所得者の保険料の軽減を強化したものです。

承認第8号 専決処分第9号（地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）の承認を求めることについてであります。地方自治法等の一部が改正され、当該改正の令和2年4月1日施行分について、これらを引用している城里町監査委員条例及び城里町水道事業の設置等に関する条例について、改正したものです。主な改正点は、条項のずれが生じた箇所の訂正をしたものです。

承認第9号 専決処分第3号（令和元年度城里町一般会計補正予算第11号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,213万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ112億9,234万6,000円としたものです。歳入では、国庫支出金を追加したものです。歳出では、民生費を追加したものです。

承認第10号 専決処分第4号（令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,868万円としたものです。歳入では、繰入金を追加したものです。歳出では、諸支出金を追加したものです。

承認第11号 専決処分第11号（令和2年度城里町一般会計補正予算第1号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ124億6,357万8,000円としたものです。歳入では、繰入金を追加したものです。歳出では、衛生費を追加したものです。

議案第33号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19億7,726万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ144億4,083万8,000円とするものです。歳入では、国庫支出金、県支出金及び繰入金を追加するものです。歳出では、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費及び災害復旧費を追加するものです。

質 疑

○議長（小唄 孝君） それでは、議案の質疑に入ります。

初めに、承認第3号についての質疑を求めます。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 一番最初渡された用紙と今日渡された議案の中身がずれているんですけども、なんでこんなことが起きるんですか。私は、検討はしてきましたけれども、こんなひどい話はないです。

専決処分の10号、職員の公益法人、これは、どこがどのように条例が変わったのか、きちんと説明をしてほしい。具体的に説明してください。それで、町がどういう肩書でどのようになっているのか、全てきちんと説明してください。

○議長（小唄 孝君） 藤咲議員、議員に招集したときの内容と違うってことでしょう。

○4番（藤咲芙美子君） そうです。この用紙の番号の日付とこっちの番号のつけぐあい全部ずれている。一番最初に4号とあるのが、これが5号になっているんですよ、こちらで出されたものが。それを審議してきているのに、こんなずれがあると、審議しにくくてしょうがないです。なんでこんなことが起きるんですか。

○議長（小唄 孝君） そちら辺を説明、お願いいたします。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 4番藤咲議員の質問でございますけれども、どこがどのように変わったのかということでございますけれども、承認第3号の説明資料、新旧対照表をみていただくと分かると思うんですけれども、派遣職員の給与について、町で派遣職員の給与を支給するわけですけれども、給与、扶養手当、住居手当、期末手当というのが現行なんですけれども、これに、管理職手当と勤勉手当、時間外手当を追加して出せるようにしたものです。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） この手当は、公益的法人の派遣とどのような関係にあるんですか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） どのような関係か。町が公益法人に派遣した職員の給与のことです。

○4番（藤咲英美子君） 3回になっちゃうんだけれども。

○議長（小唄 孝君） いいですよ。

○4番（藤咲英美子君） いいですか。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） これは、町の職員の派遣というのは、どこに派遣したんですか。これ、もう既に派遣されているところですよ。どこに派遣したのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 町のほうで派遣できる会社は条例で決まっております、城里町開発公社、社会福祉協議会、それから物産センター山桜、道の駅かつらなどが条例のほうで派遣できる法人として定められております。現在は、開発公社のみに派遣をしております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） 開発公社はどこですか。町民センターですか、それともホロルですか。どこに派遣されたんでしょうか。山桜でしょうか。

○議長（小唄 孝君） そちら辺、聞いているところ、ちゃんと1回1回説明してください。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 基本的には、アツマーレのほうに派遣しています。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） なんで開発公社に職員を派遣しなくちゃならないんでしょうか。今職員が足りなくて、大変な状況です。コロナの問題でも、人数がもっとも必要な状

況なんじゃないかと思うんですけれども、なんでこの忙しいときに派遣しなくちゃならないんでしょうか。もしそういうことをやって、既に終わったというのであれば、戻すとかなんかやらないと、この状況、人が足りない、人数が足りないと言っている中で、なんでこんな派遣なんかしてしまうんでしょう。それが、開発公社なら開発公社の中でやってもらうことはできないんですか。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今開発公社につきましては、隣にいる仲田副町長も以前派遣されていたなど、ほとんどの期間において1名の派遣をこれまでずっと行ってきたところです。それは、町と開発公社が連携するのを、橋渡し役として1名ぐらい置いておく必要があるということで、これまで10年間ぐらい、ほとんどの期間1名以上の派遣があったかと思えます。議員ご指摘のとおり、人手が不足しているときですので、今派遣中の職員についても、なるべく早くまた役場のほうに戻ってこられるよう努力をしていきたいと思っております。

○議長（小坪 孝君） 傍聴人1名を許可いたしました。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この派遣でちょっと気になったところがあるんですけれども、お給料と手当の出どころは同じなんですか、違うんですか、お聞きいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 給料、手当共に、全て役場から派遣職員のところに払っております。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 給料は町から出るんでしょうけれども、手当も町からでるんですね。開発公社からじゃないんですね。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 町のほうからこれまでも払っておりましたので、きちんと条例上もそのことが明記されるように今回改正したものです。

○議長（小坪 孝君） 藤咲議員、ちょっと。

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（小坪 孝君） 議案の質疑とずれないように、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第4号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第5号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第6号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第7号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第8号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第9号についての質疑を求めます。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この専決処分は、議案が審議していないからよく見えないんですけれども、なんでこんなことが起きるんでしょう。本当にね、この場での審議というのが、議案がきちんと出されて審議した上で議場に参加するというのが本来の立場なんですよね。突如としてこれだけが出されて、はい、ご異議ございませんかと言われても、審議できません。それと、こんなにずれたところで、議案出されて、私が審議してきた、きちんと確認してきたもの、内容からずれていると、本当にこれでいいのかなと思ってしまいます。なんでこんなことが起きるんでしょうか。考えられないんですよ。本当に議会のことを軽視しているんじゃないですか。これは、専決処分第11号でいいんですか。今言ったのは、第9号というのは。

これだけ来ているもの、これを渡されていないですもの、だって。今渡されて。これ、ずれているんですよ。ずれていないんだったらこのままでいけるんですけれども。

○議長（小唄 孝君） ここで暫時休憩します。

午後 2時27分休憩

午後 2時40分開議

○議長（小唄 孝君） 会議を再開いたします。

次に、承認第9号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第10号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

次に、承認第11号についての質疑を求めます。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この専決処分について、全く説明がなかったのでよく分かりません。ですので、私なりに勉強したことで、お伺いいたします。

これは100万円の予算ということでしょうか。100万円の予算であれば、どういうところに、どのようなものが使われているのかお聞きいたします。

これ、ちょっと議長、3回だけじゃなくて少し追加させてもらって質問させていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（小唄 孝君） はい。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（小唄 孝君） じゃ、聞かれたことに対しては、ちゃんと答えていただきますよう執行部をお願いいたしておきます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 4番藤咲議員の質問にお答えいたします。

まず、100万円でございますけれども、こちらにつきましては、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。これに基づきまして、城里町といたしましても、万が一のために消毒用の用品類をそろえる必要があるために、100万円ほど専決をお願いしたところでございます。主な内容ですけれども、まず、消毒用の噴霧器及び消毒用のアルコール、その他プラスチックグローブ、ゴーグル、霧吹き、バケツ等を購入する予定であります。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これは、100万円というのは、例えば町民向けに準備したものなんでしょうか、職員向けに準備したものなんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（小唄 孝君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） こちらにつきましては、職員向けもありますけれども、町民向けについても考えております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 職員さんが主ではないかなとは思いますが、マスクが3,000枚だとしても防護服がどれぐらいなのか分かりません。噴霧器も数台買うんだと思うんです。アルコールなども多分必要なんじゃないかと思うんですけれども、確かにこれは、今器具がないところで集めるのがとても大変だと思っております。ご苦労されているのではないかなと思いますけれども、ただ、これについて、少しお聞きしたいことがあります。各戸別に、高齢者に、温かい分かりやすい町独自の印刷物とかそういうものに含めて予防策の周知もしてほしいと思いますし、マスク、防護服、それからグローブ、アルコ

ールなども、職員さんと同様に、今課長からご答弁で、町民に向けての物品も含まれていると言いましたけれども、町民にも含まれているのであれば、そういう印刷物とか何かで、こういうことを準備してありますとか、それから何か困っているときには、どうぞ遠慮なく声をかけてくださいというような、そういう町民に向けての何か印刷物など、周知など、お願いできればいいかなと思っていますが、そこら辺のところはいかがでしょうか。お考えになっていますでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 4番藤咲議員さんの質問にお答えいたします。

こちらの印刷物につきましても、今後国から示される各種印刷物があるかと思しますので、そちらのほうを広報等と戸別配布も含めまして検討していきたいと思っております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ぜひ、町民にはマスクがありません、アルコールもありませんというようなことがないように、もし入った場合に、少しでも調達できるような、そういう状況にしていただければいいかなと思っています。

それから、もう一つ別なことなんですけれども、こういう防護服とかマスクとかの問題もあることに関連してなんですけれども、住民に、コロナの感染者が発症したときに、軽症者が入院せずに療養できるような施設の確保が求められると思うんです。軽症者の確保の場所が、当町であれば、身内などもいろいろ、面会はできないかもしれませんが、近くにあればいいのかなと思うんですけれども、それが無理なときに、町内での締結というか手を結ぶことがあってもいいんじゃないか、提携するところがあってもいいんじゃないかなと思っています。それが、感染者が出てから、どうしよう、どうしようと言っていると、今の時期が一番、当町に感染が出ていない今の時期から準備しておくことが必要だと思うんですけれどもいかがでしょうか。4月29日にも厚労省でも早めに確保を進めておくようにというようなことを推奨されていると思っております。対策はできていますか、お聞きいたします。

○議長（小唄 孝君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 4番藤咲議員の質問にお答えいたします。

今現在確保の場所というのはできておりません。最終的には、茨城県央保健所と連携しながら、確認作業が必要かと思っております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） そういうようなことであれば、もっともっと住民に、感染者が出た場合は県のほうに連絡をしてください。その連絡場所はここですというような印刷物とかそういうものが必要なんじゃないかなと思っております。それが伝わらないので、町は何をやっているのだと。何をやっているんだということは、いつも耳にするというようなことがありますので、もしそういうことが分かって、連絡場所とかそういうようなこと

がわかれば、本当に住民も安心できるんじゃないかと思います。

あと、今言ったことについては住民の周知ということなんですけれども、今1日2回防災無線で、放送で呼びかけていますよね。ただ、以前から、これはなかなか何を言っているのか分からない、聞き取れない。本当に今の一番大事な時期、いつまでこのままになっているんだろうと。せっかく町の努力も、本当に聞こえなくて、住民に不安なサインに代わってしまっているような、そういう感じがします。ですので、私が求めたいと思うのは、予防対策、それから感染を防ぐためにはどうすればいいのか。常時気をつけることはなんなのか。コロナ発症時には、どこに連絡すればいいのか。看病をするときの注意点とかPCR検査を受けられるのか、どこに聞けばいいのか、そういう簡単な、ぱっと見て分かるようなそういう対策が、その用紙に書かれていれば、本当に安心すると思うんです。

今日に見えるものだったら伝えることができますけれども、目に見えないコロナのウイルスという、そして誰が、どこでかかっているのか、いつかかるか分からないという不安の中で、本当に今住民が心配して、不安で、非常に悩んでいるときなんです。私がこれをぜひ伝えたいと思っていたのは、本当にこの臨時議会をやってもらって、これはぜひ伝えたいと思っていたんですけれども、本当にそういう思いというのは住民側からも重々聞いていますし、私からも、本当にいつときも早く町にそういう対策を町民に知らせてほしいなと思っているところです。

それと、付け加えて、相談窓口。いつとき住民が相談に来ても、たらい回しはいけません、やっぱり。たらい回しにせずに、ワンストップで対応できる新コロナなんでも相談窓口というような窓口をつくっていただきたいと。災害対策本部のときにも私も言いました、窓口一本化にしろと。今回は、窓口もつくっているのかつくっていないのかちょっと分かりません。そういう話が見えてきません。もしつくっていないのだったら、窓口の一本化をぜひお願いをしていきたいなと思っております。答弁をお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 藤咲議員、これで質問を終わりにしますので、ちょっと聞きたいことがあれば、付け加えて今聞いてください。

○4番（藤咲芙美子君） これで終わりですか。

○議長（小唄 孝君） もう回数過ぎていますので。

○4番（藤咲芙美子君） 終わりです。

○議長（小唄 孝君） これでいいですか。

○4番（藤咲芙美子君） 次の質問にしますので。

○議長（小唄 孝君） 執行部で答弁をお願いします。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） たくさんのご質問を頂きました。本当に臨時議会をやったことで、こういった厚い訴えを聞くことができ、なお一層コロナ対策に邁進しなければならないという思いに至ったところです。

いろんなご質問がありました。防災無線につきましては3月の議会でご承認いただきましたので、今鋭意契約をして準備を進めているところであります。全戸に戸別受信機が入りますので、それが完成したときには、録音機能もついておりますので、放送された内容が聞こえないという問題はなくなるというふうに考えておりますので、早期の防災無線の配備に向けて、総務課にしっかりと仕事をさせていきたいというふうに思っております。

コロナ予防対策について、分かりやすく、いろんな感染者が出た場合だとか様々なケースに応じた、分かりやすく説明したような資料を配布してはどうかというご指摘をいただきました。今回予防対策ではないですが、広報しろさと5月号、明日発送予定となっておりますが、そこでは、通常表紙で写真だけのところに給付金の手続概要をトップのところに載せてみたり、後ろのほうに、税や公共料金の減免のところに裏表紙に載せたり、なるべく目立つところに、対策が、中を、広報紙を開けなくても、表表紙と裏表紙に重要な町報が載っているような形でレイアウトを工夫しましたが、そのほかにも、濃厚接触者とはどうすれば濃厚接触にならないかとか様々な大切な情報があります。そういったことについて、今後分かりやすいチラシを広報紙等と一緒に封入していくことも検討していきたいというふうに思っております。

それから、窓口等の一本化をとということでございますが、今のところ、コロナウイルス対策本部の事務局は、保険課、飯村課長のところが総合的な事務局となっているところであります。恐らく今後一番たくさん問合せが来ると思われるのが、全町民に関わる給付金の手続等については大変問合せが殺到することも予想されますので、そこについては、総務課に給付金係というのを新設しましてそこで対応するというので、明日発送予定の広報しろさにも明記をさせていただいております。今後とも、ご指導、ご協力のほど、よろしく申し上げます。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号についての質疑を求めます。

4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） この補正予算、先ほど説明を頂きました。約19億円、7,794世帯でということでお聞きいたしましたけれども、この件、1人10万円の支給、これが本当に中小企業も個人の飲食業者も本当に今一番苦しくて、なんとか今すぐにでも補助をいただければと願っています。そういうところをきちんと町が把握して、漏れることのないように確認をしていって、そして必ず申請をしてくださいますというように、その伝え方がなかなか浸透しないんですよ。私のところに、分からないよというようなことで、ですので、どこからか何かの形で、きちんと町の全体に給付が伝わるというようなことをしていただきたいと思っています。給付は、もちろん通帳とかそれから個人のできるのでもいいと

思うんですけれども、とにかく給付について、ちょっとお聞きいたします。

今すぐにでも支給を待っている人たちがいるので、生活が逼迫しています。最大の努力をして支給を進めていただきたいと思いますと思うんですけれども、申請書が届いても、病床上で入院生活を送っている人、施設に入所している人、自宅にいても歩行ができなくて支給を受けられないとか申請書を出すことができないとか、そういう大変な人も中にはいるんじゃないかと思うんですよ。そういう人たちのために、どのような手だてを考えているのかをお聞きいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

説明会のほうで業務スケジュールのほうを説明させていただきましたが、5月1日、明日付で給付金係の人事発令を行う予定となっております。正規職員それから会計年度任用職員合わせて30名の体制で給付金事務に当たるというふうな予定となっております。その中で、電話相談窓口に2名程度を配置することを予定しております、そういった、普通に世帯主が家にいて世帯全員の分を申請するという、そういうふうな多くの方の対応とは異なる、そういった個別の相談、私は入院しているだけどもとか様々な個別の相談があるかと思しますので、専用の回線を2本引きまして、そういった個別の相談に対応していく予定となっております。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 誰も、本当に公平に送られるように私は願っています。本当に私は受けたかったんだけど受けられないわ、できなかったわというようなことがないように、もし来ていないような人が、漏れているような人がいたら、少しどうなっているのか町でも考えてもらえるような対策ができればいいかなと思っています。それをお願いいたします。

それと、銀行を通じて、通帳で支給されるということですので、これはいいです。

1つだけ提案というかお願いがあるんですけれども、先ほど説明の中にもあったんですけども、寄附のマスクについて、ちょっと一言お伝えしたいと思います。

職員の皆さん、本当にお疲れさまでした。1家庭に5枚の配布というのは、多分皆さん喜ばれたと思います。ただ、一方で、町民から苦情もありました。一緒に。

○議長（小坪 孝君） 藤咲議員、質疑にちょっとずれがあります。

○4番（藤咲芙美子君） そうなんですけれども、これ、討論するにも討論できないんですよ、私が伝えたいことが伝わっていないんです。だから、言わせてください。討論できないんです。

○議長（小坪 孝君） 質疑に対しての質問でお願いします。

○4番（藤咲芙美子君） 質疑も入りますけれども。

○議長（小坪 孝君） 自分の感情を入れなくて。

○4番（藤咲芙美子君） 一般的な質疑じゃないですか、これは。一般的な質疑ですよ。

○9番（関 誠一郎君） 藤咲議員、議案の質疑ですから、その辺よろしくお願いします。

○4番（藤咲芙美子君） 議運委員長から言われましたので、抑えます。ただ、マスクについては、そういうようなことで、一言首長の名前を書くとかそういうようなことで、せめて住民に安心して使ってもらえるように、今後お願いをしたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。マスクの通知文、私も通知文の文案を見せていただいたときに、コロナウイルス対策本部という名前での差し出しになっていて、対策本部本部長上遠野 修と書かないのかというのも、確かに気になって議論したんですけども、宣伝のように思われてしまっはいけないから、対策本部というのでとどめようかというような議論で、そういう書き方にしたんですけども、確かにおっしゃるとおり、城里町ではなくて、ちゃんと城里町長上遠野 修の名前で様々な文章を出すわけですから、今回もコロナ対策推進本部ではなくて推進本部本部長上遠野 修名で通知文を出したほうがよかったかなというふうに今感じましたので、次回から同じような案件がありましたら、そのように記載しておきたいと思えます。

○議長（小坏 孝君） ほかにございせんか。

9番関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） 先ほどの説明会でスケジュールをもらいましたが、2,000万円という大金を使うんですよ。それは国から来ると言えばそれまででしょうけれども、30人体制で2,000万円使って、これは遅過ぎる。もっと早く給付できるように、これは町へ要望します。もう笠間市は1日からですよ、申請が始まるのは。30人もそろえて、何が5月末。遅い。もっと執行部頑張れ。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 叱咤を頂きましたので、このスケジュールから1日でも2日でも縮めるよう努力していきたいと思えます。マイナンバーカードを使った申請については、これよりも早く給付することも可能かと思えますが、笠間市の場合も、あくまでマイナンバーカードとカードリーダーを持っている方が明日からということだと思えますが、マイナンバーカードとカードリーダーを両方保有している方というのはごく少数の方だというふうに思われますので、多くの方にとっては書面の申請がスタンダードとなると思えます。1日でも早く書面を送って、1日でも早く審査を終えるよう、さらに日程を1日でも2日でも詰められるように努力していきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（小坏 孝君） ほかにございせんか。

○7番（三村孝信君） 議長、阿久津則男議員がさっき質問したやつは、どうなんですか。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 阿久津議員から、説明会で宿題としていただきました、27日当日に亡くなった方と産まれた方はもらえるのかどうかということですが、間の時間に担当者を確認しましたところ、両方とももらえるという回答でしたので、27日に亡くなった方、27日に産まれた方は、10万円支給されるということでございます。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） 確認なんですけど、先ほど藤咲議員が質問した、万が一申請しなかった人がいたら、その場合は、役場のほうで最終的に確認を取るのかどうか、答弁がなかったような気がするのをお願いします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 基本的に、今回の10万円は申請主義ですので、10万円下さいという申請書を役場に出さなかった方には10万円は払われぬという仕組みではありますが、ただ、町としては5月の半ばに1回全戸に送って、8割9割恐らく5月中に返ってくると思うんですが、返ってこなかった残り1割なのか2割については再度申請書を送って、何回か催促を出して、通知漏れがないように。支給申請期間は3か月ありますので、3か月の間に極力100%になるようしていきたいと思っております。ただ、一部政治的な心情とか信念を持って、私は10万円は要らないというふうに、受け取らないというふうに決めている方もいらっしゃるというふうに、そういった報道もありますので、100%にはならないかもしれませんが、町としては100%を目指して繰り返し通知をしていく予定です。

○議長（小唄 孝君） 10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） 役場のほうでは通知を何回も出すだけであって、電話連絡で確認を取るということはやらないということですね。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 事務費の予算の中には再通知の費用も計上しているんですが、個別に電話をかけてまでということは今のところは考えていなかったんですが、ちょっと今後申請の状況を見て、そういったフォローが必要であれば検討していきたいと思っております。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

討 論

○議長（小唄 孝君） これより討論に入ります。

初めに承認第3号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、承認第4号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、承認第5号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、承認第6号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、承認第7号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、承認第8号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、承認第9号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、承認第10号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、承認第11号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第33号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

採 決

○議長（小唄 孝君） これより採決に入ります。

初めに、承認第3号 専決処分第10号（城里町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、承認第4号 専決処分第5号（城里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、承認第5号 専決処分第6号（城里町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、承認第6号 専決処分第7号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、承認第7号 専決処分第8号（城里町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、承認第8号 専決処分第9号（地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、承認第9号 専決処分第3号（令和元年度城里町一般会計補正予算第11号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、承認第10号 専決処分第4号（令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、承認第11号 専決処分第11号（令和2年度城里町一般会計補正予算第1号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第33号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終結いたします。

町長挨拶

○議長（小唄 孝君） 以上で、本臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

[町長上遠野 修君登壇]

○町長（上遠野 修君） 臨時議会の終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

このたび、全ての議案をご承認いただきまして誠にありがとうございます。特に定額給付金につきましては、一日も早い給付を目指してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

閉会の宣告

○議長（小唄 孝君） 以上をもちまして、令和2年第2回城里町議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後 3時15分閉会